第1回函館市中心市街地地区都市再生整備計画事業事後評価委員会 議事録

○ 開催日時 : 平成29年8月18日(金)15:00~16:00

〇 開催場所 : 函館コミュニティプラザ 多目的ホール

〇 委員: 5名(全員出席)

函館工業高等専門学校教授 奥平 理 北海道教育大学准教授 池ノ上 真一

一般社団法人北海道建築士会函館支部 支部長 山内 一男

函館商工会議所 事務局長 竹内 正幸

株式会社はこだてティーエムオー 代表取締役 渡辺 良三

〇 傍聴者

報道関係者 : 3名

〇 事務局

函 館 市 : 経済部中心市街地担当部長 平井 尚子

IJ 課長 中村 謙三

主査 木村 成人 主査 兵吾 晋輔 IJ

IJ

主査 植野 見悟

委託業務受託者 : 株式会社電通北海道 函館支社長 田渕 宣和

主管 石山 聡

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議事
 - (1)委員長の選出について
 - (2) 事後評価制度について「事務局説明]
 - (3) 中心市街地地区におけるまちづくりの経緯[事務局説明]
 - ①都市再生整備計画の内容、事業内容、地区の変化等
 - (4) 事後評価手続きについて「事務局説明]
 - ①事後評価方法書について
 - ②事後評価シートについて
 - (5) その他
- 5 閉 会

1 開 会

(中心市街地担当課長)

【開会のことば】

2 あいさつ

(中心市街地担当部長)

【部長挨拶】

3 委員の紹介

(中心市街地担当課長)

学識経験者から2名,函館工業高等専門学校教授 奥平 理 委員。

北海道教育大学准教授 池ノ上 真一 委員。

建築士等のまちづくりについて知見を有する方,一般社団法人北海道建築士会函館支部 支部長 山内 一男 委員。

経済に関する関係機関に所属する方、函館商工会議所 事務局長 竹内 正幸 委員。

その他市長が指定する方でまちづくり活動に関係する方、株式会社はこだてティーエムオー 代表取締役 渡辺 良三 委員。

4 議事

(1)委員長の選出について

(中心市街地担当課長)

本事後評価委員会の議事の進行につきましては、委員長があたることとなっておりますが、委員長選出までの間、事務局で議事を進行させていただきます。

委員長の選出については、当評価委員会設置要綱第5条の規定により、委員の互 選により定めることとなっております。

選出の方法につきましては、委員の中からご推薦いただくということにしたいと 思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(中心市街地担当課長)

それでは、委員の中からご推薦いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(渡辺委員)

奥平委員を委員長にお願いしたいと思います。

(中心市街地担当課長)

今, 奥平委員をご推薦いただきました。皆様いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(中心市街地担当課長)

異議がございませんでしたので、奥平委員に委員長をお願いいたします。 委員長、一言ご挨拶をお願いします。

(委員長)

今日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

最初に商工会議所さんやはこだてティーエムオーさんが函館市中心市街地活性 化協議会を立ち上げた際に、委員として出席し、懐かしく、また、これからが大事 な部分だということで身の引き締まる思いでございます。円滑な議事進行、また充 実した議事を進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(中心市街地担当課長)

それでは、議事(2)以降につきましては、奥平委員長に議長をお願いします。

(委員長)

早速ですが、議事の方に入りたいと思います。

あらためまして、奥平でございます。どうぞよろしくお願いします。

早速ですが、(2)事後評価制度について、事務局から説明をお願いします。

(2) 事後評価制度について

(中心市街地担当主査)

それでは「議事(2)事後評価制度について」ご説明いたします。

都市再生整備計画事業につきましては、個別の事業に対する支援ではなく、計画 全体に対しての支援制度となっているため、計画に記載された内容の範囲内で、柔 軟な事業の執行が可能となっております。

そのため、事業評価を事業の良否判断のみに終わらせず、計画に記載されました 目標の達成状況を評価し、その後のまちづくりにつなげる過程というものが特に重 視されているというところです。

具体的には、図に示しますようにPDCA サイクルというものに従って進めております。

まず初めに、「PLAN」ということで、都市再生整備計画を作成しております。 本中心市街地地区では、計画期間が開始する前の平成24年度に策定をしておりま す。

次に,「DO」ということで,計画に基づきまして事業を実施しております。 本中心市街地地区では,平成25年度から今年度までの5年間にわたって事業を行っております。

下の方にまいりまして、「CHECK」ということでございまして、事業の実施による計画に記載された目標の達成状況について評価を行うこととなっており、当評価委員会で対象となるのはこの部分になります。

次に左側にいきまして「ACT」ということで書いておりますが、今回の事後評価 結果を踏まえて必要な改善策を実施していくことになっております。

続きまして、事後評価の実施方法についてご説明します。

まず、評価の方法書を作成します。内容につきましては、「議事(4)事後評価 手続について」にて、ご説明します。

次に、事業の成果および実施過程の検証において、成果、実施過程の評価、効果 発現要因の整理を行います。

ここの事業の成果等につきましては、第2回評価委員会開催前に各委員の皆様に 資料、データ等を提供し、ご説明に伺い、意見をお聞きしながら進めていきたいと 考えております。

また、定量的な指標の結果や、本計画登載事業となります都市構造に関する基礎調査、地域有識者によるワークショップの結果などを踏まえ、今後のまちづくりの方策を検討してまいりますが、この際にも、各委員の皆様にご説明し、いただいたご意見を事後評価原案に反映させていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、お忙しいことと存じますが、随時、ご協力いただ きますようお願いいたします。

その後,事後評価原案を公表し,市民の皆さんからの意見を頂戴し,来年1月の評価委員会にてそれらの意見をお示しし,ご審議いただき,評価結果をとりまとめてまいります。

この評価結果につきましては、来年3月に結果の公表と国への報告を行うこととなります。

なお、事業によりましては、今年度末までかかるものがございますので、事後評価時に計測できない数値指標等につきましては、見込み値で評価を行って、翌年度、フォローアップというものを実施することとなっております。

続きまして、事後評価における評価委員会の役割につきまして説明します。

評価委員会につきましては、第三者機関による審議にあたりまして、委員会の審議事項につきましては次の2点になります。

1点目につきましては、「市町村による事後評価が適正に遂行されたことを中立 公平な立場で確認していただき意見を求めること」ということで書いてありますが、 目標の達成状況の評価方法等、事後評価の進め方が妥当であるかをご審議いただく ことになります。

また、2点目につきましては、「今後のまちづくり方策等について意見を求めること」ということでございまして、目標の達成状況の評価結果を踏まえて検討しました、今後のまちづくり方策について、その妥当性を検討していただくということになります。

以上で「議事(2)事後評価制度について」の説明を終わります。よろしくお願いします。

(委員長)

事務局より事後評価制度についてご説明いただきました。この件に関してご質問, ご意見等がありましたら,ご発言をお願いします。

(委員長)

翌年度のフォローアップを実施するということですが、具体的には、どのようなことを行うのか。

(中心市街地担当主査)

計画に定めた指標の結果の中で、年度末まで経過しなければ指標の数値を確定できない場合、そういったものに対して、翌年度再評価することになります。

(委員長)

事後評価をしなおすことになるのか。

(中心市街地担当主査)

見込みの数値によって評価することになるため、その項目について、翌年度の確定値において再度確認するということで、すべてを再評価することではないです。

(委員長)

その他ございますか。

発言がないようですので、続きまして、(3)中心市街地地区におけるまちづくりの経緯について、事務局から説明をお願いします。

(3) 中心市街地地区におけるまちづくりの経緯

(中心市街地担当主査)

それでは、「議事(3)中心市街地地区におけるまちづくりの経緯について」ご 説明いたします。

資料につきましては、都市再生整備計画(第5回変更)と記載のある計画書を基本に説明いたしますが、スクリーンも合わせてご覧ください。

本市では、中心市街地地区において事業を実施しております。

計画期間および交付金の交付期間は、平成25年度から今年度までの5か年となっております。

中心市街地地区の対象範囲は、函館駅前・大門地区から本町・五稜郭・梁川地区までの約200haとなっています。

事業を実施するに至った課題ですが、函館市中心市街地活性化基本計画で整理された課題が基本となっています。

1点目については、中心市街地内の大型商業施設の閉店や、空き店舗の増加、魅力ある店舗の不足等により、市民の来街機会が減少している。

2点目については、小売業年間販売額が減少にある中で、既存の施設だけでは集 客に限界があり、中心市街地の活性化は難しいため、新たな集客力のある施設整備 が必要である。

3点目については、中心市街地には子どもやお年寄りが利用できる公共公益施設が不足しており、街なか居住の推進や来街者増加を図るためには、子どもからお年寄りまでが楽しめる施設整備が必要である。

4点目については、中心市街地を訪れる人が、安全・安心に歩行できる環境づく

りとともに、回遊しやすい環境づくりが必要である。

5点目については、北海道新幹線新函館北斗駅から訪れる観光客を中心市街地へ 呼び込み、街なかの賑わいを高める必要がある。

といった5つが、課題となっております。

このような課題を解決するために目標を掲げ、事業を行ってきております。

次に都市再生整備計画の目標ですが、こちらも中心市街地活性化基本計画に掲げている目標を基本としています。

大目標が「市民生活と歴史・文化、観光が融合した回遊性の高いまちづくり」で、 目標1に「賑わいある集客拠点の創出」、目標2に「新たな交流を生む都市空間の 創出」を掲げております。

こうした目標を定量化する指標についても、都市再生整備計画に記載がありますが、指標に関しましては、「議事(4)の事後評価手続きについて」にて、説明したいと思います。

この目標を達成するための事業を行ってきており、先程、視察の際にご覧いただいた、みらい館やキッズプラザ、電車停留所の改築、函館コミュニティプラザの整備などを実施しているものですが、公共施設整備以外に行っている事業につきましては、中心市街地出店促進事業といたしまして、中心市街地の空き店舗を活用した新規出店を支援するため、改装費や賃借料の補助を実施しており、平成25年から平成29年7月末の間で32件の活用がありました。

また、事業効果分析調査については、平成27年度に市民アンケートを実施し、中間年での中心市街地への来街頻度を調査しており、およそ週に1回以上訪れる方の割合で申しますと、本町・五稜郭地区については、18.7%、函館駅前・大門地区については、12%となっております。

同時に中心市街地活性化基本計画の中間評価を実施し、中心市街地活性化基本計画の指標の状況を確認し、最終年度までの期間内に事業の推進をどのように取り組むべきかなど中間評価を取りまとめております。

次に都市構造に関する基礎調査ですが、平成28年度から平成29年度の2か年 に渡って実施しております。

中心市街地の今後のまちづくりのあり方を示す検討にあわせて、都市全体のコンパクト化に向けた施設の集約化や適正配置、公共交通の再編等を推進し、持続可能な都市経営を図る必要な取り組みを実施するために、都市構造に関する基礎調査を行うもので、平成28年度は、都市の現状および課題、都市構造の分析、まちづくりの基本方針の設定等、都市機能誘導区域および施設・施策の検討、その他関連施策の検討、都市構造の今後の方向性の検討を行っており、今年度は、都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定、誘導施策の設定、公的不動産の活用に関する検討、誘導施設の立地を図るために必要な事業等の整理、その他関連施策の設定、都市構造の今後の方向性の設定を行い、最終的に立地適正化計画を作成することとしています。

次に、交付金の対象事業ではありませんが、目標達成のための関連事業としまして、函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業「キラリス函館」、函館本町地区優良建築物等整備事業「シエスタハコダテ」、函館市元気いっぱい商店街等支援交付金事業を都市再生整備計画に位置づけております。

本計画の変更につきましては、5回変更しておりますが、中心市街地活性化基本 計画の変更に合わせてしてきております。

大きな変更の1つであります,グリーンプラザ整備事業および市道広小路整備事業につきましては,整備基本計画の策定に時間を要し,計画期間内の整備が困難となったことから,本都市再生整備計画から削除したものですが,今年度に整備基本計画を策定し,基本設計に着手しており,国の新たな支援策である景観まちづくり刷新事業に位置づけ,こうした国の支援を受けながら平成31年度から3年間で整備する予定としています。

また、先ほど説明いたしましたコンパクトシティの実現にむけた住居や都市機能の誘導を図る目的に立地適正化計画を策定するための都市構造に関する基礎調査事業を、新たに都市再生整備計画に追加しております。

以上で「議事(3)中心市街地地区におけるまちづくりの経緯について」の説明 を終わります。

(委員長)

事務局からのご説明につきまして,ご質問,ご意見等がありましたら,ご発言を お願いします。いかがでしょうか。

発言がないようですので、(4)事後評価手続きについて、事務局から説明をお 願いします。

(4) 事後評価手続きについて

(中心市街地担当主査)

それでは、「議事(4)事後評価手続きについて」ご説明いたします。

まずは、国から示されております「①事後評価方法書について」ですが、事後評価につきましては、都市再生整備計画に記載しました「目標を定量化する指標」を計測することで、目標の達成状況を評価し今後の取り組みに反映させることとなります。

まずは、「(1) 成果の評価」となる各指標とその評価値の計測方法について説明いたします。

指標1の歩行者通行量については、目標の1および2に関連して中心市街地の賑わいや回遊性を把握するために適当な指標であると考え、計画策定の直近の値となる平成24年8月の調査結果を従前値としており、計測の手法については、中心市街地地区のうち、函館駅前・大門地区および本町・五稜郭・梁川地区を対象に、それぞれ8調査地点、合計16地点における平日と休日の2日間の平均値としています。

事後評価においても、従前値と同様の手法で実施し、指標の達成状況を把握します。

次に指標2のイベント開催数については、目標の1および2に関連して中心市街地での交流や賑わいを把握するために適当な指標であると考え、平成23年度の1年間に不特定多数の人が集まる複数年継続して実施された催事(イベント)を対象に開催回数を調査し従前値としています。

事後評価においては、平成29年9月末時点の実施回数と10月以降の実施回数

を合計した見込み値を評価値としますが、先ほどご質問がありましたが、平成30年4月には、平成29年度のイベント開催数の再調査を行い確定値とするフォローアップを実施します。

次に指標3の本町・五稜郭地区への来街頻度については、住民ニーズを把握することで目標1および2の達成度をはかる指標として適当なものであると考え、平成21年9月に実施したアンケート調査のうち、「ほぼ毎日」から「週1~4回」と回答した人の割合を従前値としています。

事後評価においては、従前値と同様の手法で実施し、指標の達成状況を把握します。

次に指標4の函館駅前・大門地区への来街頻度については、本町・五稜郭地区と同様に達成度をはかる指標として適当なものであると考え、平成20年4月に実施したアンケート調査のうち、「毎日」から「週1回程度」と回答した人の割合を従前値としています。

事後評価においては、従前値と同様の手法で実施し、指標の達成状況を把握します。 次にその他の数値指標として、中心市街地活性化基本計画の指標の1つとなって いる中心市街地内の路面電車の乗降人員数を設定しておりますが、この指標は、都 市再生整備計画に位置づけたものではなく、中心市街地地区内における各種整備事 業による交流人口の増加や回遊性向上の効果発現の計測を補完する事後評価の指 標としています。

従前値については、平成23年度の中心市街地内の路面電車の停留場9箇所における1日あたりの乗降人員数としております。

事後評価においては、従前値と同様の手法で実施し、指標の達成状況を把握します。

以上が指標の評価の説明となります。

続きまして「(2) 実施過程の評価」の説明をいたします。

1)のモニタリングの実施状況の確認ですが、計画期間内の中間年に目標の達成状況などを確認する「モニタリング」を実施しており、議事(3)で説明した、事業効果分析調査がこれにあたります。

事業の進捗状況の確認や市民アンケート調査を実施し、事業効果を確認しております。

- 2)住民参加プロセスの実施状況の確認ですが、本都市再生整備計画に記載していないものであり、今回は必要ないとされております。
- 3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認ですが、まちづくり会社や商店街の活動と連携しながら、市民や観光客などのニーズに応じた取り組みを実施し、賑わいの創出につとめることとしており、これらの活動状況を確認します。

続きまして、「(3) 効果発現要因の整理」ですが、都市再生整備計画事業に関連する部署を中心に庁内の関係各課の横断的な会議を実施し、また、地域への波及効果の度合いを把握するため、市民や有識者の方を対象としたワークショップを開催し、いただいた意見を庁内会議の中で取り入れ、効果発現の整理を行います。

次に,「(4) 今後のまちづくり方策の作成」ですが,効果発現要因の整理と同様に市民や有識者等の意見を取り入れ,庁内会議において検討し,まちづくりの方策を作成します。

次に「(5)事後評価原案等の公表」ですが、まず、12月に原案を一般に公表し、市民の皆さんから意見をいただきます。公表期間は2週間とします。

最終的には、評価結果となる事後評価シートを国へ報告するとともに一般に公表 することになり、公表期間は1年間とします。

続きまして、「(6)評価委員会の審議」ですが、第1回に続きまして、皆さまに 実際にお集まりいただくのは、来年1月を予定しております。詳しい日程につきま しては、改めてご案内いたしますのでよろしくお願いします。

審議内容につきましては、「議事(2)事後評価制度について」にて、説明したとおりです。

次に,「(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定」ですが,経済やまちづくり等の分野に関する有識者から,事後評価原案について意見をうかがう予定となっております。

最後に「(8)事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況」ですが、中心市 街地活性化基本計画および都市再生整備計画の効果分析調査等業務として、委託事 業の予算措置を講じ、現在、調査業務を実施しております。

以上が事後評価方法書の説明となります。

(委員長)

事後評価手続きについて、ご質問またはご意見があればお願いします。

(委員長)

都市再生整備計画事後評価方法書の5ページですが、平成20年の時は、1, 00人対象のアンケートだったものが、なぜ、3, 000人のアンケート調査なったのか伺いたい。

(中心市街地担当主査)

従前の中心市街地活性化基本計画は、函館駅前・大門地区のみを対象としておりましたが、その後、本町・五稜郭・梁川地区についても対象区域に広げるにあたって、平成21年に調査を行っておりますが、その際の調査数を3、000人ということで調査を行っております。

今回の最終的な事後評価にあたっては、本町・五稜郭・梁川地区の調査に合わせて、対象数を3,000人としており、回答数を多くいただいて、正確な指標の成果としたいと考えております。

(池ノ上委員)

この委員会として、どのように関わる事になるのか。これ以外に関わる事はあるのか伺いたい。

(中心市街地担当主査)

その点につきましては、この後の「②事後評価シートについて」の中で、説明したいと思います。

(山内委員)

通行量調査の調査地点16地点は、どこの地点でおこなったものなのか伺いたい。

(中心市街地扣当主杳)

駅前・大門地区8地点,五稜郭地区8地点でおこなっており,駅前は,キラリス,棒ニアネックス,日硝堂,棒ニ森屋本館,居酒屋の遊漁舟,海のがき大将,マクドナルドの駐車場,ニュールックビルの前で調査しています。

(山内委員)

その調査は、同一の通行人が二重にカウントされないようにしているのか。

(中心市街地担当主査)

調査方法としては、調査員の目の前を横切った時にカウントしており、通行人は 個別に判別していません。

(山内委員)

五稜郭地区はどの地点で調査しているのか。

(中心市街地担当主査)

五稜郭地区については、本町交差点から少し離れた常口アトム、丸井今井、シエスタハコダテ、北洋銀行の角、イタリアントマト、少し下りまして前に玉光堂だった所、HBC放送局、テーオーデパートの前で調査しています。

(中心市街地担当部長)

この調査については、具体的な人数というよりは、毎年行うことで通行量の変化をみるという調査と考えていただきたい。

(委員長)

そのほかの発言がないようですので、続きまして(4)事後評価手続きについて、 事務局から説明をお願いします。

(中心市街地担当主査)

「②事後評価シートについて」説明したいと思います。この事後評価シートにつきましても国の様式となります。このシートが事後評価の原案となり、また、最終的には評価結果として公表されるものとなります。

事後評価シートの構成としましては、様式2の表紙、様式2-1の評価結果まとめ、様式2-2 地区の概要となります。

さらに、様式2の添付様式1~9となっております。

本日は、様式2について、函館市の内容を記載したものをお配りしておりますが、添付書類一覧以降のシートにつきましては、国の手引きの記載例を配付させていただいております。また、ご審議いただく部分がわかるように添付書類一覧を赤枠で囲んでおります。

先程,「議事(2)事後評価制度について」にて,説明しましたとおり,評価委員会の審議事項につきましては,「目標の達成状況の評価方法等,事後評価の進め方が妥当であるか」の審議と「今後のまちづくり方策等について意見を求めること」になりますが,目標の達成状況の確認や事後評価の進め方の妥当性に関する部分が添付様式 $1\sim3$,今後のまちづくりの方策等に関する部分が添付様式 $4\sim6$ となっております。

これらの添付様式 $1 \sim 6$ の内容を取りまとめ、様式2 - 1および $2 \sim 1$ 反映させることになります。

今後につきましては、各添付様式の内容を整理し、ご意見を伺いながら、事後評価原案を取りまとめていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上が、「議事(4)事後評価手続きについて」の説明となります。

(委員長)

(4) 事後評価手続きにつきまして、ご意見等をお聞きしたいと思います。

(池ノ上委員)

(1), (2) に関して、ものさしが正しいかどうかの確認。指標については、当初の指標の決定の善し悪しではなく、設定された指標によって判断するということか。また、庁内会議の内容などそれについて意見するということか。

(中心市街地担当主査)

指標に関しては、現在設定している内容で判断していただき、また、庁内会議による内容などについて取りまとめ、原案としますのでこれについて意見をいただくことになります。

(池ノ上委員)

立地適正化計画の進捗や方針が、都市再生整備計画の中には、1つの流れとしてあると思うが、立地適正化計画には、どのくらい関われるのか伺いたい。

(中心市街地担当主査)

事後評価委員会としては、立地適正化計画に関して直接意見を出すことはできませんが、今後の原案については、立地適正化計画から示される今後の中心市街地をどうするのか、また、これまでの事業によって整備された施設をどう活用するかについて、議論していただくことになります。

(渡辺委員)

事後評価は、原案ができたものを適正におこなっているか評価するということか。 原案ができてからでなければ評価できないということか。

(中心市街地担当主杳)

評価委員会としては、来年1月に意見をいただき、最終的に取りまとめることに なります。

(渡辺委員)

原案を変えることはできるのか。

(中心市街地担当主査)

変える可能性はある。ただ、大きな変更がないように、事前に意見を聞いて原案を作っていきたい。

(中心市街地担当部長)

来年の評価委員会は、最終の意見をいただく場でありまして、それまでの間、原案を作っていく段階で、測定値やモニタリングなどの結果が出てきます。それを皆さまにお示ししながら、今回のように集まっていただくか、書面によって回答いただくか、何度かやりとりをさせていただいた上で原案を作っていきたいと考えております。

(渡辺委員)

まちづくり方策については、事後評価以外につくることになるのか。

(中心市街地担当主査)

新たにまちづくり方策といったものを策定するのではなく、原案の中に今後のまちづくりの方策が入っていくことになります。

(委員長)

その他,何かありませんか。

(委員一同)

ありません。

(委員長)

皆さまのご協力を得まして、会議を順調に進行することができました。ありがと うございます。

まずは、疑問点等は解消することができたと思いますので、これにて議事の方は 終了したいと思います。

事務局へお返しします。

(中心市街地担当課長)

議長ありがとうございました。

本日は、現地視察から長時間に渡りまして誠にありがとうございます。

今後は、様々な資料やデータなどをお示ししながら、各委員の皆さまに事後評価 や今後のまちづくりの方策などについて、ご意見をいただくことになります。

その後、来年1月に評価委員会を開催し、再度、皆さまに一堂に会していただきまして、ご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

日時、場所等については、改めてご案内いたします。

これを持ちまして,第1回函館市中心市街地地区都市再生整備計画事業事後評価 委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。